

事 務 連 絡

平成 29 年 5 月 11 日

歯学部教職員 各位

歯学部事務室長

井 部 達 也

立替払請求の一部取扱い変更について（通知）

このことについて、平成 28 年 7 月 28 日付け事務連絡において、立替払いについてはポイント還元サービスを受けない、受けた場合はポイント相当額を差し引いて請求することについて連絡しておりましたが、下記のとおり一部取扱いが変更となりましたのでお知らせいたします。

については、今後立替払請求をする際は、下記にご留意くださるよう、お願いいたします。

記

(1) 取扱い変更点について

A) 変更点：

大学名義（研究室名義や「新潟大学歯学部教授 ○○（氏名）」等の名義も可）のカードやアカウントを個人のカードやアカウントとは別に作成し、付与されたポイントは大学への立替払請求を行う物品購入に限って使用するという条件で、立替払の際に家電量販店等のポイント還元サービスを利用することができることとした。

B) 留意事項：

- ・退職等の際しては、カードを引き継ぐかポイントを使い切ること。
- ・ポイントが付与されるカード等の購入履歴は、請求に応じて開示できること。
- ・上記のカードやアカウントを作成する際は、事前に事務室総務係へ連絡すること。

(2) その他立替払における留意事項（再確認）

- ・立替払は原則、出張先やインターネット販売による購入、参加費等本人が支払う必要があるなどの理由がある場合に限られること。
- ・立替払請求書の提出期限は、私金による立替を行った日から原則 14 日以内であること。
- ・立替払できる私金の決済は、「現金」「クレジットカード」「デビットカード」「振込」により行ったもののみであり、電子マネーや商品券、各種ポイントでの支払いにかかる金額は、立替払請求が認められないこと。

詳細は、別添の会計ハンドブック（P22～P23）をご参照ください。

ご不明点等は、事務室総務係までお問い合わせ願います。

【担当】歯学部事務室総務係 小林、石栗、山下

（内線）2804、2808、2810